

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第19回本部員会議

日時 令和3年8月6日（金）午後2時30分～

場所 別館9回特別第1会議室

【森危機政策課長】

これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第19回本部員会議を始めます。

本日は、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の座長で、静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子様オンラインで御出席いただいております。

それでは、進行を危機管理監にお願いします。

【藤原危機管理監】

はい。

本日の会議は、全国的に感染者が急増している中、本県におきましても、特に東部地域を中心に感染が拡大しており、今般、政府が本県にまん延防止等重点措置の適用を決定したことを踏まえ、県内の感染状況や医療提供体制等の情報共有及び今後の対応方針等を決定するため開催いたします。

それでは議事に入ります。

まず議事（1）新型コロナウイルス感染症者発生・入院等の状況について、健康福祉部から報告をお願いします。

【山梨感染症対策担当部長】

はい。

それでは、県内の感染症者の発生・入院等の状況について、御説明をいたします。

資料の1を御覧ください。右下のページ数の2ページを御覧ください。

感染者数につきましては、7月の末から急増いたしまして、青の折れ線グラフが急角度に上昇していることがわかると思います。

8月の公表者数は、1週間に満たない時点で既に709人となっております。

では、おめくりいただいて、4ページにありますように、7月31日にこれまで最高だった1日127人を超える168人の感染者が発生をいたしまして、8月の4日には、さらに更新して202人となっております。

感染者の急増に合わせまして、人口10万人当たりの1週間の患者発生数も増加をいたしまして、国のステージⅢの目安である15人を7月29日に超え、1週間経たない8月4日には、国のステージⅣの目安である25人を超えることとなりました。

この感染状況につきましては、8月4日に静岡県感染症対策専門家会議に感染動向をお諮りしましたところ、「国ステージをⅢからⅣに、県の感染流行期を感染まん延後期にすべき」という委員全員の一致によって決定をされたところであります。

次にですね、おめくりいただいて、5ページを御覧ください。全療養者の状況で

ございます。

右上にありますように、全療養者数は1,301人、内訳は入院が202人、宿泊が292人、自宅療養が807人となっていて、いずれも過去最多の状況であります。

8月5日時点の病院病床占有率は39.2パーセントとなりこちらも急上昇しています。

6ページ、東部地域の病床の状況です。

7月に入りまして、急上昇いたしまして、病床占有率は8月5日の時点では59.7パーセントとなり、逼迫度が非常に高くなっています。

このため、東部地域の感染症患者さんにつきましては、広域調整によって中部地域の病院へ搬送している例が30件を超えています。

最後、7ページ、8ページを御覧いただきます。

中部地域、西部地域の状況ですけれども、7月の末から急上昇していきまして、中部は35.9パーセント、西部は26.0パーセントと高まっています。

以上であります。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

続きまして、議事（2）2日前に開催されました、静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議からの提言について、倉井先生からお願いいたします。

【倉井華子氏】

はい。

オンラインとして、遠隔から参加させていただきます。よろしくをお願いいたします。

専門家会議からの提言です。

7月下旬より皆様の御存知のように、新型コロナの患者数がこれまでになく急上昇しています。

県内の新型コロナの受入病床は非常に厳しいものとなっております。

今現在、毎日100人台の新規感染者が生じています。

人口10万人当たりの1週間の新規感染者数は20を超え、全療養者数も1,300に達し、国の感染状況のステージIVに相当しています。

これは、初めての状況です。

この未曾有の感染拡大により、県全体の病床率は40パーセントに迫り、東部地域は非常に厳しく、60パーセントに届こうとしています。

このような医療現場の強い逼迫状況を踏まえ、8月4日の県の感染症対策専門家会議で出されたコロナの医療体制に関する諸意見。そして、その翌日に行われました県医療専門家会議で協議し、今回7つの項目を提言として挙げさせていただきます。

1つ目です。

今、重症者が少しずつ増加しています。さらなる重症病床の確保、こちらをお願いいたします。

2つ目。

今、受入れを行っていない医療機関もまだあります。

入院患者さんを受け入れていない病院での入院患者さんの受入促進、こちらもお願いたします。1床でも病院で受入れていただけると非常に助かります。

3つ目ですが、今、疑い患者の病床として用いている病床があります。

こちらに関して、可能な限り陽性患者のベッドに転換する、こちらも提言させていただきます。

4つ目ですが、今、急性期を診る病院では、病状が安定していますけれども、隔離期間が続くために入院が続いている方もいらっしゃいます。

病状が安定していれば、隔離期間であっても、医師が退院可能で病状が安定していると判断した場合には、後方支援病院への転院や、宿泊や自宅での療養の促進、こちらも3つ目の提言としてお願いしたいことです。4つ目ですね、失礼いたしました。

5つ目ですけれども、今、ホテルは各医療圏で確保はされています。

こちらの既存のホテルについて、地域の医師会ですとか、その他の病院等と連携し、療養体制の強化、こちらも提言させていただきます。

6つ目ですが、まだこのホテルが十分に設置できていない医療圏もあります。

新規のホテル設置について、未設置の医療圏への設置の検討もお願いいたします。そして7つ目です。

今後、自宅療養者が増加することが予想されます。

自宅療養者に関して、自宅で悪くなることがないように、そして自宅で不安を抱えることがないように、地域の診療所による診療体制の充実、こちらを最後の提言として挙げさせていただきます。

私からは以上となります。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

7項目にわたる御提言を受けまして、健康福祉部から議事（3）医療提供体制の確保及び感染対策の取組について説明をお願いします。

【山梨感染症対策担当部長】

はい。

ただいまの御提言を受けまして、健康福祉部の実施する取組について御説明をいたします。

資料の3を御覧ください。医療提供体制の確保及び感染対策に向けた取組でございます。

初めに医療提供体制の確保についてですが、通常医療に影響を与えない範囲で、

新型コロナウイルス感染症患者の受入病院を可能な限り確保するために、感染症予防法に基づく協力要請を行います。

その内容といたしまして、初めに、病床確保といたしまして、重症病床のさらなる確保、疑い患者用病床の陽性患者受入病床への転換を促してまいります。

次に、病床の回転率の向上を目指しまして、退院基準を満たす前の方でも軽快した患者さんについては、転院または自宅療養施設への療養搬送を促進してまいります。

これに合わせまして、支援策として空床補償単価の引き上げ等を実施します。

2つ目、自宅療養者や宿泊療養者への診療体制の確保ですが、自宅療養者には地域の医療機関と連携して、往診・オンライン診療の体制を整えます。また、宿泊療養施設の医療体制の強化にも努めます。

3です。新規の宿泊療養施設の設置検討は未設置の医療圏への設置を検討します。

第4ですが、クラスター発生の抑制につきましては、デルタ株の感染力が強いことを考慮して、福祉施設や幼稚園、学校等のクラスターの発生を抑制するために、抗原定性簡易キットを配布し、感染者を早期に発見するよう努めていきます。

5です。保健所機能の強化です。

感染対策の最前線である保健所の機能維持のために人員を補強します。

最後、第6といたしまして、デルタ株が主流となる中で、ワクチン接種者への感染事例が報告をされています。

ワクチンは絶対的なものではないということを理解をしていただいで、引き続きマスクの着用など基本的な感染対策の継続を県民の皆様と呼びかけて参ります。

最後に1点ですが、8月4日に行われました静岡県感染症対策専門家会議におきましては、「東部地域の感染拡大は、すぐに中部、西部地域に拡大するということ容易に想定されるので、早めに県全体に対して、より強い対策を行い感染の抑制をすることが必要という観点から、緊急事態宣言の発令を国に要望すべき」という意見をいただきました。

この後、まん延防止等重点措置については議論をしていただきますけれども、静岡・浜松以外の中部西部地域においても、恐らく感染の拡大が続いてまいりますので、対象区域の見直しや措置期間中に感染が収まらない場合には、緊急事態宣言の発出の検討というのを改めてやっていただくように希望いたします。

以上です。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。医療提供体制の確保、感染対策の取り組みについて御説明いただきました。

それではそれらを受けまして、議事（4）でございます。

県の警戒レベルの引き上げについて、危機管理部から御報告ください。

【杉山危機報道官】

はい。危機報道官杉山です。

お手元の資料4を御覧ください。A4の横長の色がカラフルについている資料でございます。

「新型コロナウイルス感染状況把握のための評価指標と目安」というタイトルがついてございます。表が、上段と下段と二つあります。

上段の一番上にですね、「感染まん延期後期」「ステージⅣ」という紫色で書かれた行がございます。こちらがステージⅣに該当する主な指標になります。

例えば、一番左の列、◎(1)、青で④と書いたところ、1週間の新規感染者数(人口10万人当たり)こちらは1週間で910人以上(25人以上)はステージⅣに該当するという基準が一つ載っております。

これに対しまして、下段の表の一番下ですね、ちょっと赤で白抜の部分ですが、こちらはですね、1週間で926人、人口10万人当たりですと25.44人となっておりますので、このステージⅣの基準を超えてるという形になります。

上段の行をもう一度を御覧いただきたいのですが、赤字の(3)、青丸の6と示したところに感染経路不明の感染者率という列がございます。

ここはですね、50パーセント以上がステージⅣという形になっておりまして、現状は、一番下段の表の一番下、オレンジ色の白抜きで44.6パーセントとあります。

基準には届いておりませんが、この数字も非常にですね、ステージⅣに事実上もう近づいているという状況になっております。

少し右へ移りまして、上段の表の赤のですね(6)青字の①-1、こちらに病床の占有率がございます。

この病床占有率のステージⅣの場合は、確保病床の50パーセント以上となります。

現状は、この下段の表のまた一番下の行に戻りまして、平均32.3直近で39.2パーセントあります。

ここは現時点では、まだステージⅣには届いておりませんが、ただしこれは東部地域の医療圏域を見ますとですね、もう極めて高い割合になっているという状況でございます。

そしてですね、もう少しまた右に移りまして、上段の表の右から2列目の青字の②と書いたところに全療養者数(人口10万人当たり)とあります。

こちらはステージⅣの指標が1,092人以上で、人口10万人当たりですと30人以上という基準に対しまして、下段の表の、また一番下のところを御覧いただきますと、直近で1,301人、10万人当たりですと35.74人ということで、こちらはⅣの基準を超えているという状況でございます。

そして一番右の列にありますように、先週と比べて増えてるか減ってるかということですが、こちらは1.72ということで、明らかに、ここ数週間は増えているという状況でございます。

専門家会議の御意見、それからこの数字をですね、評価いたしますと、本県の感染状況は「国のステージⅣ」それから「感染まん延期の後期」ということになりま

す。

次のページ、資料4-1の2ページを御覧ください。

日本地図が入っているページでございますが、今の状況からですね、本県独自のふじのくに基準で「警戒レベル6（厳重警戒）」という状況にステージを引上げるという判断をいたしました。

今、皆様に御覧いただいている2ページの資料に水色の枠が二つございますが、その下の方の枠の中に、まん延防止等重点措置の概要について記載がございます。

この結果、国からもですね、本県がまん延防止等重点措置の都道府県の一つに入りましたので、措置ということで令和3年の8月8日の日曜日から8月31日の火曜日までを措置の期間とし、措置区域を、これは本県がですね、地域を定めておるものですが、県の東部・賀茂地域、静岡市浜松市を対象に措置区域といたします。

措置内容につきましては、飲食店等に対する営業時間の短縮要請。それから、大規模集客施設等への営業時間の短縮要請でございます。

資料を飛びまして、4ページを御覧ください。右上に資料4-2と書かれた資料でございます。

「飲食店等に対するお願い」という資料でございますが、営業時間の短縮要請の概要でございます。

飲食店等でございますけれども、こちらは食品衛生法の営業許可を受けた飲食店等ということになりますけれども、先ほど申し上げた通り、8月8日の日曜日の0時から、8月31日の24時までの期間でございます。

対象区域は措置区域ということで、東部・賀茂、静岡市、浜松市という形になります。

そして、要請の根拠は、法律、これは新型インフルエンザ等対策特別措置法の31条の6第1項に基づく要請となりまして、営業時間は午前5時から午後8時、20時までという形です。

それから酒類、お酒ですね。お酒の提供は行わないこと。これは終日行わないことという形の要請になります。

次に5ページをお開きください。大規模集客施設等に関するお願いということでございます。

大規模集客施設につきましても、期日それから対象区域は、飲食店と同じでございます。

大規模集客施設、どのような施設が該当するかということでございますが、表のですね、上段、商業施設と、そして下段にイベント関連施設と、大きく2つに分けてございますが、真ん中の列にございますように、大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等以下、こちらにある、いわゆるサービス業の業種の施設という形になります。

ただしですね、これは規模によって対象が異なります。いずれも1,000㎡を超える施設が対象になります。

それで、右側の列にございますように、こちらは、特措法の第24条の9項に基づく要請という形になりまして、いずれも営業時間は午前5時から午後8時、20時までという要請になります。

ただし、下段の方のイベントのところにも米印がございますが、イベントの開催を行う場合については、21時まで営業してもいいという内容でございます。

詳細につきましては資料の通りでございますが、概要については以上です。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

ただ今までで、新型コロナウイルス感染症の状況、それから専門家会議からの提言、それに対する取組、それから、本県の警戒レベルの引上げと国からまん延防止等重点措置の地域に指定されたということに対する対応の素案について報告がございました。

これまでの報告等について御質問等はございますでしょうか。

【本部長（知事）】

はい。

【藤原危機管理監】

お願いします。

【本部長（知事）】

今の資料4ですけれども、飲食店ではですね、8時までしか営業はできないと、そしてお酒の提供はできないと。

これは県全体ではなくて、措置区域すなわち県東部・賀茂地域、静岡市、浜松市についてのみということですか。

【杉山危機報道官】

はい。そうです。

【本部長（知事）】

そういうことですね。

はい。ありがとう。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございました。

では一旦続けます。続きまして、議事の（5）でございます。

まん延防止等重点措置を踏まえた今後の対応方針について、御報告をお願いします。

【森危機政策課長】

はい。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針（案）を御説明させていただきます。

令和3年8月6日、新型インフルエンザ等対策特別措置法、（以下、「法」という、）第31条の4第3項に基づく、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次の必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年8月8日（日）から8月31日（火）

2 措置区域

沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、静岡市、浜松市

3 措置区域で実施する措置の内容

デルタ株による感染拡大が顕著な県東部地域及び、飲食店や大規模集客施設が集中する静岡市、浜松市において、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らすために、法第31条の6第1項に基づく、「飲食店に対する営業時間の短縮要請」を実施するとともに、法第24条第9項に基づく「大規模集客施設への営業時間の短縮要請」を以下のとおり実施する。

(1) 飲食店等への要請

① 飲食店事業者への要請

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店や喫茶店（デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館において宿泊者に限定して食事を提供する食堂、コンビニのイートインなどは除く。）に対し、次のとおり要請する。

要請期間 令和3年8月8日（日）から8月31日（火）24時まで
対象区域 措置区域

営業時間短縮要請（酒類提供の時間）

（法第31条の6第1項に基づく要請）

- ・営業時間は5時から20時まで
- ・酒類の提供（利用者による種類の持ち込みを含む。以下同じ。）は行わないこと

営業にあたっての要請内容

（法第31条の6第1項に基づく要請）

- ・従業員に対する検査を受けることの推奨

- ・ 入場するものの整理等
- ・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止（入場済みの方の退場を含む）
- ・ 手指消毒設備の設置と消毒、施設の喚起
- ・ マスクの着用その他の感染防止に関する措置の入場者に対する周知
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策
- ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設置設備の利用自粛

（法第27条第9項に基づく要請）

- ・ ふじのくに安全・安心認証（飲食店）を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインの遵守

② 県民への要請

法第31条の6第2項に基づき、県民に対し、営業時間の短縮を要請する時間外に該当店舗へみだりに出入りしないよう要請する。

（2）飲食店以外の施設への対応

大規模集客施設等について、営業時間短縮等について要請を行う。

要請期間 令和3年8月8日（日）0時から8月31日（火）24時まで
対象区域 措置区域

商業施設や遊戯施設等の商業施設等のうち、1,000平米を超えるところについては、営業時間は5時から20時までにという要請を行います。

それから、劇場・映画館や、集会、展示施設など、イベント関連施設のうち1,000㎡を超えるものについては、営業時間は5時から20時までという短縮要請を行います。

結婚式場については、飲食店等々等に準じるということにしております。

続きまして（3）県主催のイベント等への対応。

人流の拡大を抑制するために、措置区域における県主催のイベントや会議等については、中止・延期を含めた開催方法の見直しを実施する。ということで、ここまです措置区域に実施します措置の内容でございます。

ここからが全県で実施する措置を記載しております。ここからはかいつまんで、柱立てを中心に説明させていただきます。

4 全県で実施する措置の内容、としまして、まず（1）密の徹底回避、移動及び人との接触機会の減少ということで、①県民への外出自粛の要請。県民に対し、医療機関への通院、それから、生活必需品の買い出し、散歩など生活や健康の維持のために必要なものを除き、不要不急の外出自粛を要請します。

②県境を跨ぐ移動制限としまして、すべての都道府県等の不要不急の移動往來は自粛を要請します。

③「密」の回避としまして、たとえ「1密」であっても回避するというよう

なことを要請していきます。

5 ページでございますが、④会話や歌唱の際の注意としまして、マスクを着用していても大声の会話や歌唱については、屋外を含めて感染リスクが高まることなどを注意喚起してまいります。

⑤飲食の際の注意としまして、飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食店での黙食と会話時のマスク着用の徹底を継続的に呼びかけてまいります。

⑥飲食店での対策としまして、飲食店を利用する場合は、ふじのくに安全安心（飲食店）認証を受けた店舗を利用するよう呼びかけてまいります。

（2）催物イベントの開催制限等についてであります。まず①としまして、開催制限の目安を下記の通り記載しております。

②としまして、主催者における感染対策としまして、主催者にマスクの着用、入場時の検温、密集の回避などの基本的な感染防止対策の徹底など適正に実施するよう呼びかけてまいります。

③事前相談の対応としまして、参加者が1,000人を超える催物、または全国的・広域的な移動を伴う催物は、事前相談を行うよう要請してまいります。

次に、（3）感染症の抑制でございます。

①事業所、医療・福祉施設等での対策としまして、業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかけてまいります。

それから、在宅勤務、時差出勤など、出勤者の7割削減を含めた感染防止対策の強化を要請してまいります。

②学校教育活動での対策といたしまして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等において、感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう、適切な対応を要請してまいります。

③クラスター発生の抑制としましては、高齢者・障害者・児童福祉施設・幼稚園等及び希望する学校に対し、抗原定性簡易キットを配布し、感染者の早期発見に努めることを位置付けております。

（4）医療提供体制及び療養体制の充実強化。

①病床の確保としまして、感染者を受入れる病床を確保するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症予防法」という。）第16条の2第1項に基づき、県内医療機関に対して病床確保等について協力を要請してまいります。

②としまして、病院の回転率の向上。

それから③としましては、保健所機能の維持。

それから（5）としまして、ワクチン接種の推進を位置付けております。

最後になりますが、（6）その他といたしまして、まず①経済雇用対策としましては、ふじのくに安全認証制度の話ですとか、県制度融資による資金繰り支援の話、それから持続化給付金の制度の支給、Go To Eatキャンペーン、これは発行済みの食事券の利用を自粛を呼びかける。それから、「バイ・シズオカ〜

今こそ！しずおか！！元気旅！！～」につきましては、既に新たな予約に関しては、割引を停止しておりますので、事業終了である8月31日までは再開しないということにしております。

そして②誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけといったことを位置付けております。

以上でございます。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

ただ今、「まん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針（案）」といたしまして、措置の期間、それから措置区域、措置の内容について措置区域で実施するものと、それから全県での取組について御説明いただきました。

抜粋したところがございますが、それは記載のとおりでございます。

今までのところにつきまして、御質問等はございますでしょうか。

お願いします。

【本部長（知事）】

資料4ではですね、まん延防止等重点措置の措置区域は、県東部・賀茂地域というふうに2つ区別されてるんですが、資料5の3では、1ページのところにですね、措置区域の中になるほど賀茂地域の1市5町入ってますが、その3のところは、県東部地域及び静岡市、浜松市というふうになっていてですね。

この場合は、多分、東部の中に賀茂も入れてるんだと思いますけれども、賀茂地域、それ自体の感染状況はどうなってるんでしょうか。

【藤原危機管理監】

はい。

それでは賀茂地域の感染状況等につきまして、健康福祉部から状況をお願いいたします。

【後藤健康福祉部参事】

健康福祉部参事の後藤でございます。

賀茂地域は、一時、クラスターが飲食店等で頻発しておりましたが、現在は次第に感染者が減少しております。

しかしながら、まだ3日に1度程度の感染者が発生しておりますし、飲食店関係の感染者も発生しております。

最も、賀茂地域の感染状況で問題でありますのは、賀茂地域に現在、受入病床が実質2床というふうに聞いております。

4連休の前あたりから、広域搬送が県東部地域・賀茂地域からそれ以外の保健医療圏、熱海、伊東、富士、静岡市の方に約40の方が広域搬送されておりますが、そ

のうち3分の1は賀茂地域の方でございます。

中には、重症の状態に陥って、他の医療圏で、高度な医療を受けた方もいらっしゃいます。

という状況ですので、現在は賀茂地域の感染状況が少しずつ減少しているとは言えますが、まだ安心はできない状況と考えております。

以上です。

【本部長（知事）】

今の件につきまして、これは、表があります。

これは8月5日時点ということで、出展は健康福祉部提供の速報値というものですけれども、賀茂地域、8月5日ないし8月4日と5日のですね、新規感染者の数ですけれども、下田市0、0、東伊豆町、0、0、河津町1、0、南伊豆町1、0、松崎町0、0、西伊豆町0、0、です。

一方、その他のですね、いわゆる東部地域、例えば沼津市ですと20、三島市9、富士宮市4、富士市19、あるいは裾野市3、伊豆市2、あるいは、函南町7、清水町5、これ0はありません。

ですからですね。東部地域とこの賀茂地域では、数字が全然違います。

それだけではありません。

それ以外ですね、中部地域とか、西部地域というのがございますけれども、例えば今回、まん延防止等重点措置に入っていない、焼津市10、あるいは藤枝市6、あるいは磐田市3、御前崎市4とかですね。賀茂地域よりもですね。数値が悪いわけですね。

ですから賀茂地域と、東部と。一体的に見るというのは正しいでしょうか。

お伺いします。

【難波副知事】

私から。

【藤原危機管理監】

お願いします。

【難波副知事】

人数ではなくてですね、人口当たりを考える必要があると。

今たまたま0ですけれども、下田で1発生するということは、これは沼津市で言うと10人ということになりますので、やっぱりそのあたりをしっかりと考慮する必要があると思います。

【藤原危機管理監】

健康福祉部の方から、御意見ありますか。

では、倉井先生、御意見ございますでしょうか。

【倉井華子氏】

はい、ありがとうございます。

賀茂の医療状況についてお話させていただきます。

今、賀茂は御存知のように、8月の初めからクラスターが大きく続きました。

今のその後の状況というのは、散発して患者さんが少し出ています。

賀茂で一番大変なのは、賀茂の医療圏の受け止める力が非常に少ない地域です。

賀茂で一旦発生しますと、そこから搬送までにもものすごく時間がかかります。

東部が今、ひっ迫状況ですので、東部から中部に毎日のように賀茂から搬送が続いている状況です。

まん延防止とは、これ以上広がらないでいただきたいという防止措置をするので、賀茂地域で患者がもしこれ以上増えた場合は、もちろん患者さんの状況・状態というのは非常に厳しいですし、そういった医療の状況からは、賀茂というのはこれ以上広がっていただくと困る地域になります。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

【本部長（知事）】

要するに賀茂は0でないといけないということで、それは医療施設、つまり病床がですね、合計でも4床、今は2床しか空いていないと。

しかもそれが重篤になると、そこで直すことができないので、これまで10名以上の方たちが、他の地域で治療を受けられていると。それは運送にも時間がかかる等々、搬送に時間かかるというふうなことでですね、最もな理由ではないかというふうに思いますが、これは賀茂にとっては非常に気の毒な話ですね。

要は要因がないから、結果的にですね、感染者数は、1とか0とかいうふうになってもですね、1人でも出ると困るというふうな、そういう話なので、その点一応念頭に置いていただきたいと思います。

それからですね、重点措置に指定されたこの東部・賀茂、静岡、浜松ですね。それ以外のところだと、酒類の提供はできるということですね。

ということだと、浜松からお隣の湖西とか、あるいは磐田だとか、あるいは静岡の隣の焼津とかですね、藤枝とか、そういうことは許されるってことで。

従ってこれはですね。デルタ株の、この感染力非常に高いということになりますと、8月8日から8月31日までですね、ずっとこのままにこの合わせて23日ですか。これをですね、のんびんだらりとそのままこれを適用するのか、場合によってはですね、そういうお酒を提供してるところに人が動くということもありうるでしょう。

従って、新たに重点措置に加えるべき地域が出てくる可能性もあるので、今日決めたまま、この重点地域、賀茂・東部、浜松、静岡のままでこのまま見ていくのか、

それともですね、定期的に見直すのか、その点はどうでしょうか。

【藤原危機管理監】

はい。

それで、その点で私の方から考えを申し上げたいと思いますよろしいでしょうか。

今回は、賀茂地域を含める東部地域、それから静岡市、浜松市ということで指定を考えておるんですけれども、その他の地域について、今、本部長から御指摘のありましたとおり、これから日々状況について見ていきまして、あるいは増える、あるいは減るといったところについては日々観察をして、それで、まん延という事態を招かないように加える、それから除いていくといったことを、また検討して参りたいと、そういうふうにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【知事】

1週間ごとぐらいですか。

【藤原危機管理監】

数値自体は、毎日毎日追っていきたいと思っております。

それでまとめてみまして、追って行って傾向を見て、判断していきたいと思っております。

【本部長（知事）】

そうですね、この感染症につきましては、毎金曜日定期的にはですね、後藤君の方から県民の皆様方に御説明をしていると。

これは最低限やってることで、プラスアルファやっていますから。

従ってまん延がですね、他の地域に及ぶ。それが見られた時には、1週間ごとって訳にいかないですね。おっしゃるとおり、毎日注目しなくちゃいけないということでございますね。

それはそういうことで、少なくとも毎金曜日には、この点について見直すということで、お願いします。

それから、これから真夏ですので、海水浴のシーズンですね。

そして例えば、磐田にしろ、あるいは牧之原にしろ、あるいは御前崎にしろですね、そうしたところでの海水浴場があります。

一方、伊豆半島のたくさんの海水浴場があります。

海水浴場等についてはですね、現下、警戒レベルで6の最高ステージになったわけなんですけれども、これは先ほどの御説明の中に個別具体的なその名前なかったんですけども、それは市町の裁量にゆだねられているってことでしょうか。

いかがですか。森君から御説明があったところですけど。

【森危機政策課長】

はい。

海水浴場につきましては、市町のお考えの中で、開く開かないお考えいただければと思っております。

【本部長（知事）】

はい、ありがとうございました。

それではもう一度ちょっと皆さんにお諮りしたいんですけども、賀茂地域はですね、メディカルセンターが一つあるだけで、そこでベットも4つしかない、使えるのがですね。そうした中で、しかも直すことができないような、医療施設だということですね、他のところに搬送しなくちゃいかんと。

そういう理由がございまして、隣接している東部で、病床の成立が59パーセントということですので、もう非常に危機的ですね。

ですから、この賀茂を、やはりこのまん延防止重点措置の中に入れるってことで、皆さん賛成ですか。

賛成なんですか。

【難波副知事】

反対の人を聞いた方がいい。

【本部長（知事）】

反対する人いますか。

まあ反対する人いないということです。

ただ私はですね、こういう賀茂地域、ほとんど0とか1とかですね、感染者を抑えている。特に下田からこのクラスターが始まって、今回の一気の感染拡大になったわけですけども、山梨君ほか、健康福祉部、危機管理部のですね、対応がよくて、3、4日で900件くらいの検査をしていただいて、そして陰性の方が圧倒的多数ってことがわかって、そして以降非常に気を付けられて、感染者数の抑制がですね、賀茂地域で抑えられているという状況があります。

にもかかわらず、こういう状況になってるのは、そこに病院がないということですので、これはこれからの対応に重要なメッセージを投げかけているというふうに思うものであります。

以上です。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

それでは、お諮りをしたいと思います。本部長、一旦、現在のところの現時点での対応方針案については、原案のとおりでよろしいでしょうか。

【本部長（知事）】

はい、了解いたしました。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

それでは、その他、せっかくの機会でございます。何か報告事項等ございましたらお願いいたします。

お願いします。

【三須経済産業部長】

経済産業部でございます。

経済産業部では、コロナ感染症に係る経済雇用対策有識者会議というものを設けております。

今回の措置の発出に当たりまして、時間が無いために、私の方から8人の委員の方に電話で意見を伺いましたので、その概要につきまして御報告いたします。資料はございません。

委員の皆様の御意見はほぼ同様でございました。

現在の感染状況からすれば、当然の措置だとは考えますが、一方で経済的な打撃を受ける事業者への支援、経済的な支援というものをぜひよろしくお願ひしたいというようなものでございました。

有識者会議の意見、委員の皆様の意見は以上のとおりでございます。

今回ですね、委員の皆様から意見を伺った際にですね、皆様から一様にデルタ株の感染力が非常に強いと、今後更なる感染拡大が懸念されるというような声をいただきました。

確かに現在の状況を見ますと、高齢者のワクチン接種というものは、順調に進んでいる一方で、それ以外の方々の接種がですね、まだ十分には進んでいない状況だというふうに私は認識をしております。

この問題はですね、一般県民だけではなくて、いわゆる県職員も同様の状況だろうというふうに思います。

県庁でもですね、若手の職員は、いわゆる窓口対応することが多くて、これ必然的にですね、県民の皆様と接触する機会が非常に増えてくるという状況だろうというふうに思っております。

そこでは、やはり県といたしましても、やはり感染拡大対策の一環といたしまして、県庁ですとか、あるいは出先機関等で、いわゆる窓口立つ機会が多い、職員、例えばですね若手職員ということで、例えば入庁後、例えばなんですけど10年以内ぐらいの職員に対して、優先的にいわゆる職域接種を受けていただくということはどうですか、感染拡大を防ぐという意味からも大変有効ではないかというふうに考えておりましたので、この場をお借りしまして一言発言をさせていただきました。

以上であります。

【藤原危機管理監】

ありがとうございます。

ただいまの発言につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

出先機関の数多い健康福祉部、いかがでしょうか。

【石田健康福祉部長】

現在の患者と接する保健所等については、既にワクチン接種済でございます。

予防策、感染予防の施策と同時にですね、ワクチンの効果も出ているのかなど。おかげさまで、職員からの感染者、出ていないというような状況もございますので、県民サービス数を止めることができないような窓口もあろうかと思えます。

そういうところについては、確かにワクチン接種できれば効果があろうかと思えます。

そう意味では、今、経済産業部長からの御発言はもっともだと思えます。

【藤原危機管理監】

はい。その他、御意見等ございますか。

スポーツ・観光等、そういった事業者とも接触のあるスポーツ・文化観光部はどうでしょう。

【植田スポーツ・文化観光部長】

スポーツ・文化観光部では、現在、オリンピック・パラリンピック関係に従事する職員は、ワクチンの1回目の接種が終わっております。

ただ、他の職員については、まだ未接種という状況であります。

特に、観光部門の職員は、ふじのくに安全・安心認証制度を行っております。

現場の作業は、委託業者をお願いしてるところもありますが、職員が現地へ実際行かねばならないことも結構ございます。

そのような意味からも、ワクチン接種は進めていただけると感染予防にはなると思っております。

以上です。

【藤原危機管理監】

ありがとうございます。

いくつかの部から今意見聞きましたけれども、実際やるとなると、オペレーションするとなると経営管理部かなと思えますので、どうぞお願いします。

【杉山経営管理部長】

それでは、県職員のワクチン接種状況について御説明します。

まとめて御報告をいたします。

去る7月12日月曜日から2週間で、本県においても職場接種の第1回目というのを実施しております。

ここでは先ほど紹介もありましたけど、オリパラ関係、それから危機管理業務に携わる皆さん、それから県民サービス、具体的には児童福祉施設ですとか、県税の出先機関の窓口業務をやる職員、こういった職員に正規、会計年度任用職員関係なくですね。希望をとって実施をしております。

この職員が合計で、約600人に第1回目の接種が終わっております。

それ以外に、先ほど健康福祉部からありましたとおり、医療従事者として先行接種の対象となりました職員が保健所や健康福祉センターで約600人。

それから、患者の搬送を行いました方面本部等の職員、こういった方々が約300人接種を完了しています。

合計で約1,500人の職員、およそ知事部局の4分の1の職員が、少なくとも接種を完了してると。あるいは、来週から第2回の接種をするという状況にはございます。

市町の接種もですね、それ以外にも、市町の接種を済ませた方が若干いるという報告を聞いておりますが、特に、先ほど御指摘がありました若手職員については、市町の方の接種の順番があつて、未接種の方が多いということは承知しております。

職域接種については今、申請が止まっております。

新たな申請ができない状況であります。我々、今接種をしてる最中ということもあつて、こうした体制をきちっと維持しながら、いつでも再開できるというような体制を保つてですね、国のワクチンの配布状況、そういうのに注視して参りたいと考えております。

以上です。

【藤原危機管理監】

ただ今、職員のワクチン接種につきまして、色々御意見を交わされましたけれども、本部長何かありますでしょうか。

【本部長（知事）】

非常に重要な問題提起ですね。

専門家会議の有力メンバーからも、こういう公職についてるものを、サービス産業ですので、倒れるとサービスが低下するということから、優先的に接種をなさいたいというアドバイスをお手紙でいただいております。

今、経済産業部長の方から、若い人ということですが、そうですね。

何か目安があつた方がいいと思いますが、例えば入庁後10年以下の方というふうにすると、大体20代から30代の初めぐらいまでの方たちで、この方たちですね、感染割合が全国的に高いですね。

そして、摂取した65歳以上の人たちの、この割合がぐっと減って、感染者もですね、割合がぐっと減って1割以下になつてるといふ事情がありますので、一方、若

い人、独身の人もいらっしゃるので、外で御飯を食べたり、仲間と一緒にいる機会があって、それが感染力を高めるということにもなってますからですね。

何か当然、市町の接種はあると思いますけれども、県としてですね、20代、30代全般の入庁後何か目安を例えば10年以下とかですね、その人で希望者、それから、いきなり全部一緒にやると仕事に支障をきたしますから。

その辺ところのオペレーションは、仕事に支障をきたさない形で高齢者の方からやってきましたけれども、若手の方からもですね、感染者を増やさないために、みずから先頭に立って県庁の若手が希望するものは、接種を受けられるようにですね、ワクチンの確保を含めてやっていくというのは、とてもいい考えであると思います。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

それでは、今のお話につきましては経営管理部さんの方で受けとめていただければと思っております。

お願いいたします。

それでは、最後となりますが、本部長から、県職員に対する指示事項についてお願いをいたします。

【本部長（知事）】

はい、ありがとうございます。

それではですね。現在、首都圏を中心とした感染力が非常に強いデルタ株の感染拡大が全国に広がっております。

本県でも県東部から感染拡大が始まり、中部や西部でも急速に感染が広がってきています。

先ほど後藤君の方から聞きましたら、全体の67パーセントがデルタ株だそうです。

ついこの間は40パーセントだったということで、急速にデルタ株が広く本県でも広がっているということでございます。

さて、本県は昨日、政府対策本部の基本的対処方針におきまして、初めて「まん延防止等重点措置」の区域として決定されました。

本県はこれを受けまして、今後の感染拡大抑止のため、ここで踏みとどまれるかどうかという重大な局面にあるということで、警戒レベルは最高の「レベル6（嚴重警戒）」に、引き上げました。

本日決定した今後の対応方針に基づきまして、各部局が自ら何ができるかを再度よく考えていただき、持ちうる力を最大限発揮し、全庁での連携を強く意識し、本県の医療提供体制の確保と感染拡大防止に向け、例えば、20代の青年たちから、ワクチンを優先的に接種するなど、全力で取り組んでくださるようお願いいたします。

県民の皆様にも、デルタ株の感染力の強さを認識していただくために、8月31日までの間、基本的な感染防止対策の徹底はもとより、不要不急の外出自粛や県境を跨ぐ移動の自粛など、感染リスクを下げる行動をとってくださるよう、各部局で関

係団体等を通じ、広報を積極的に行っていただくほか、県職員お1人おひとりが広報マンになったつもりで、広く感染防止対策の周知を図ってくださるようお願いいたします。

飲食店事業者の皆様には営業時間の短縮要請やアルコール提供の自粛を要請することになりました。

安全安心認証制度の推進等、感染防止対策の遵守と併せて、団体を所管されるこの健康福祉部を中心に、関係の皆様への周知徹底を図ってくださるようお願いいたします。

また人流の抑制をする観点から、商業施設・スポーツ施設など、大規模集客施設への営業時間短縮の要請を行います。

県商工会議所、商工会等の経済団体やスポーツ・文化団体を所管する経済産業部、スポーツ・文化観光部を中心に、施設管理者等に対して営業時間の短縮要請の周知徹底を行ってください。

また、全ての業種業態におきまして、感染防止対策が徹底されるように、各業界ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守等について、各部署が所管する関連団体等を通じて、今一度積極的な要請を行ってください。

措置区域における県主催のイベント等につきましては、人流の拡大を抑制するため、中止・延期を含めた開催方法の見直しを行ってください。

どうしても中止や延期等の対応が困難なイベント等につきましては、直行・直帰の呼びかけや行事内容の一部見直しなど、感染リスクの高い行動を回避し、また感染防止対策を徹底してください。

民間イベントの相談につきましても、同様に現状を丁寧に御説明していただき、対策の徹底を呼びかけてください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止は、全ての県職員に関わる仕事です。

各部署は全ての県民の皆様にご共通認識を持っていただけますように、感染拡大防止のための広報に積極的に取り組み、全庁で強く協力して対策に取り組んでください。

以上であります。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

それでは、以上で会議を終了いたします。